

令和7年度、与党税制改正大綱について（DC拠出限度額の引上げ等）

自由民主党と公明党は、2024年12月20日、「令和7年度税制改正大綱」（※）を正式決定しました。

同大綱では、企業年金に関するものとしては、主に以下が記載されております。

- ・企業型DCにおけるマッチング拠出について、加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができない、とする要件の廃止
- ・企業型DCの拠出限度額の引上げ
- ・iDeCo加入可能年齢の引上げ（60歳以上70歳未満の加入者範囲の拡大）
- ・iDeCoの拠出限度額の引上げ

今回は、こちらの内容についてご案内いたします。

※「令和7年度税制改正大綱」（自由民主党HP）

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf

【内容】

- I. 「令和7年度税制改正大綱」の内容 ～「第一 令和7年度税制改正の基本的考え方」～
- II. 「令和7年度税制改正大綱」の内容 ～「第二 令和7年度税制改正の具体的内容」～
- III. 「令和7年度税制改正大綱」の内容 ～「第三 検討事項」～

※これを受けて、政府は近く税制改正大綱を閣議決定のうえ、2025年1月に召集される次期通常国会に、関連法案を提出する運びとなる予定です。

当年金NEWSにおいては以下の略称を用いております。

企業型DC：企業型確定拠出年金制度

iDeCo：個人型確定拠出年金制度

DB：確定給付企業年金制度

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

I. 「令和7年度税制改正大綱」の内容 ～「第一 令和7年度税制改正の基本的考え方」～

○企業年金に関する主な事項について、以下のとおり「基本的考え方」が示されております。

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し > (1) 個人所得課税のあり方

①私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした考えの下、勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成をできる環境の整備を進めるため、i D e C oの拠出限度額について、「穴埋め型」による引き上げを行う。

さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について7,000円の引き上げを行う。また、公的年金による保障が相対的に限定的な個人事業主のi D e C o等の拠出限度額についても、同額の引き上げを行う。確定拠出年金については、加入率が3分の1以下にとどまる、拠出限度額の近くまで拠出している者の割合が低い、高所得者ほど利用者が多く拠出額も多いといった実態もある。今後、こうした実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、結論を得る。

包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる。しかしながら、現行の年金課税や退職所得課税の下では、私的年金の給付時課税が限定的となっており、給付時課税のあり方を検討する必要がある。

また、退職金や私的年金等の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると1年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していないといった指摘もある。

退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。

(「令和7年度税制改正大綱」10、11ページより抜粋。赤字・下線は当社)

(具体的な内容は次ページ)

Ⅱ. 「令和7年度税制改正大綱」の内容 ～「第二 令和7年度税制改正の具体的内容」～

○企業年金に関する主な事項について、以下のとおり具体内容が示されております。
 （「令和7年度税制改正大綱」33、34ページを基に以下記載）

<企業型DC>

項目	現行	今回大綱で示された内容
マッチング拠出	<u>加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えることができない</u>	現行の要件を 廃止
【拠出限度額】 ・DBに加入していない者	<u>月額5.5万円</u>	<u>月額6.2万円</u>
【拠出限度額】 ・DBに加入している者	<u>月額5.5万円</u> からDBごとの掛金相当額を控除した額	<u>月額6.2万円</u> からDBごとの掛金相当額を控除した額

<iDeCo>

項目	現行	今回大綱で示された内容
60歳以上の加入要件	60歳以上65歳未満であって以下いずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第2号被保険者 ・国民年金の任意加入被保険者 ※iDeCoや老齢基礎年金の老齢給付金を受給した者は対象外	現行要件に加え、以下を新たに加入対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上<u>70歳未満</u>であって以下を満たすもの ー現行のiDeCo加入要件を満たさない者のうち、iDeCoの加入者、運用指図者であった者、又は、私的年金の資産をiDeCoに移換できる者 ※iDeCoや老齢基礎年金の老齢給付金を受給した者は対象外
【拠出限度額】 ・国民年金第1号被保険者	<u>月額6.8万円</u>	<u>月額7.5万円</u>
【拠出限度額】 ・国民年金第2号被保険者 (DB、企業型DC加入者)	<u>月額5.5万円</u> からDBごとの掛金相当額と企業型DC掛金額を控除した額 (<u>月額2.0万円が上限</u>)	<u>月額6.2万円</u> からDBごとの掛金相当額と企業型DC掛金額を控除した額 (<u>月額2.0万円の上限は撤廃</u>)
【拠出限度額】 ・国民年金第2号被保険者 (DBや企業型DCに未加入の者)	<u>月額2.3万円</u>	<u>月額6.2万円</u>

<その他>

項目	現行	今回大綱で示された内容
国民年金基金の拠出限度額	<u>月額6.8万円</u>	<u>月額7.5万円</u>

※「その他所要の措置を講ずる」と記載あり

Ⅲ. 「令和7年度税制改正大綱」の内容 ～「第三 検討事項」～

○企業年金に関する事項について、以下のとおり「検討事項」が示されております。

1. 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

(「令和7年度税制改正大綱」106ページより抜粋)